

ごみ出しのルールとマナー

集積所は地域の皆さんに支えられています。利用する皆さんで協力してきれいにしましょう

ごみは決められた日の朝8時までに出しましょう。

- 収集時間は交通事情や排出量によって一定ではありません。
- 「古紙・古布」と「粗大・金属ごみ」は品目ごとに収集する車両が異なりますのでご注意ください。

ルールとマナーが守られていないごみは収集しません

決められた方法で、
決められた場所に出しましょう。

引越しごみなど、一度に大量の
ごみを出すのは止めましょう。

事業活動に伴うごみは、
集積所には出せません。



不法投棄は犯罪です。

- ごみは自らの責任で、適正に処理してください。
- 悪質な場合は警察に通報します。違反者には、厳しい刑罰が科せられます。
- 土地の所有者・管理者は、不法投棄されないよう適切な管理をしてください。

※捨てられたごみは、所有者・管理者の責任において処分していただくことになります。

※ポイ捨てや家庭ごみの不法投棄も同様です。



野外焼却は禁止です。

廃棄物の野外焼却は法令により禁止されています。違反者には、厳しい刑罰が科せられます。ただし、次のものは除きます。

- ①農業、林業、漁業のため、やむを得ず行う焼却。
 - ②たき火、その他日常生活で行われる焼却で、軽微なもの。
- ◎天候や風向きによってご近所の迷惑になることがあります。
 - ◎ビニール、プラスチック類は焼却しないでください。
 - ◎焼却中はその場を離れないでください。
 - ◎最後に、完全に消火したことを確認してください。



ペットの火葬相談

- 亡くなったペットのご遺体は、飼い主の方が責任をもってペット霊園などにご相談してください。

相談協力店 武蔵野ペット霊園	入間郡毛呂山町大類307-4 Tel.049-294-6780
--------------------------	---

- 道路上などで飼い主が不明の場合は、市役所環境課へご連絡ください。

環境課(廃棄物対策担当)	Tel.042-989-2111(代)
--------------	----------------------------

事業活動に伴うごみは、
集積所には出せません。

- ◎集積所は各家庭から出るごみを出す場所です。事業活動に伴うごみは、事業者自らが責任を持って処理してください。

許可事業者等に依頼してください。



事業活動から発生するごみ